

川崎地域連合田島地区連合

2026年度に向けた「政策・制度要求」回答

1. 放置自動車等の早期対応に向けた制度の整備<新規>

1月ごろより武蔵白石駅より東側の道路に自動車放置されており、道路公園センターに依頼したが、警察などの所管があり、撤去には半年から1年掛かることもあるとの回答をいただいた。

この道路は道幅が狭く、かつ自転車での通通勤もあることから、事故や渋滞の原因に繋がる可能性もある。また、窓ガラスが割られ放火等のリスクもある。

市民や働く仲間の安全を守ることを最優先に、このような放置自動車等の撤去については早急な対策がとれるよう制度の整備をお願いしたい。※現時点撤去されている。(約半年放置)

道路公園センター回答

路上放置自動車においては、「川崎市路上放置自動車処理要綱」に基づき対応しております。また、所管警察署に所有者や経済価値などを協議し、廃物自動車と認定通知を受けたうえで撤去・処分を行っております。場合によっては協議回答までに時間を要し道路公園センターとしても対応に時間を要する場合がありますが、引き続き迅速な撤去に向けて取り組んでまいります。

2. 駐輪場出入り口の見通しの改善<新規>

川崎駅東口周辺 自転車等駐車場第9施設(川崎市役所第4庁舎)の出入口の見通しが悪く、出庫した際に歩行者や自転車との接触の危険がある。

現在、出庫箇所にラバーポールや注意喚起用の標示物の掲示がされているものの、そうした中でも上述のリスク排除に至っていないことを踏まえ、「ラバーポールの改善」または「ミラー設置による見通しの改善」「出庫をアナウンスする施策」などをお願いしたい。

建設緑政局回答

川崎駅東口周辺自転車等駐車場第9施設の周辺にはマンションなどがあり、音声による注意喚起は夜間において騒音となることもあります。

このため、駐輪場を管理している指定管理者と調整を行い、飛び出し防止の路面標示やミラーの設置などについて検討を行い、安全性向上に向けた取組を進めてまいります。

3. 歩行者・自転車の乱横断の抑止<新規>

中原街道の二ヶ(にか)領(りょう)用水(ようすい) 神地(ごうじ)橋(ばし)付近の車道を乱横断する歩行者や自転車が目立つ。当該の箇所は付近に小杉十字路(交差点)があるものの、神地橋の南北方向に位置する側道に抜ける方が多い状況にある。

当該箇所は車の交通量が多く、歩行者・自転車の乱横断は大変危険と考えることから、「歩行者・自転車への乱横断の注意喚起」または「物理的に横断を抑止する対策」などをお願いしたい。

中原区役所危機管理担当回答

御意見いただきました、神地橋付近の乱横断への注意喚起として、神地橋欄干へ、「危険 横断歩道を渡りましょう」というような注意喚起横断幕設置を検討します。

※参考資料



4. 受動喫煙防止とポイ捨て防止対策<新規>

駅喫煙所付近の受動喫煙防止、および喫煙所外での歩きタバコ・喫煙の取り締まりの徹底として、駅近辺に設置されている喫煙所について現状囲いでスペースが設置されているだけで付近通行時に煙を避けることが出来ない。喫煙所が設置されていない駅もあり近辺では、歩きタバコやポイ捨てが見受けられる。歩きタバコ・喫煙、ポイ捨ての取り締まりの強化をお願いしたい。

また、産業道路の道路脇に隣接する道路はトラックの往来も多くあり、ポイ捨てが多々見受けられる。

ポイ捨て禁止条例の適用拡大と罰則の強化を図り、ポイ捨て撲滅に向けた景観づくりと、路上喫煙抑制について啓発活動の推進をお願いしたい。

市民文化局回答

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、重点区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

条例施行以降、市内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や市営バス車内での広報など、路上喫煙防止に向けた啓発活動を行うとともに、重点区域を中心に路上喫煙防止指導員の巡回活動により路上喫煙者への注意・指導を行っています。

指定喫煙場所付近については、はみ出しして喫煙している人への注意・指導をはじめ路上喫煙者に対して路上喫煙防止指導員を巡回させ、指導強化を図っていきます。

条例を実効あるものとするためには、広報・啓発活動・巡回活動等を継続して実施し、マナーを向上させることがなによりも重要と考えており、今後も引き続き路上喫煙防止対策に取り組んでいきますので、御理解の程よろしく申し上げます。

環境局回答

本市では各区の主要駅周辺などで毎月実施している「路上喫煙防止・ポイ捨て禁止キャンペーン」や、例年5月30日（ごみゼロの日）と9月の市内統一美化活動に合わせて実施しているキャンペーンにおいて、市民の皆様と清掃活動や啓発活動を実施するとともに、散乱防止重点区域におけるポイ捨て防止対策パトロールの実施等による注意喚起を行っているところです。

現行の散乱防止重点区域は、人の往来が多い地域に限定することで重点的、集中的かつ細やかに対策を講じ意識啓発を行うことで重点区域外への波及効果を期待して指定しています。

また、「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」では、重点区域においてポイ捨てをした違反者に対して、注意・指導しても従わない場合に2,000円の過料を徴収する罰則を設けていますが、罰則規定は、義務違反を抑止する効果が期待される一方で、市民の権利や自由に重大な制約を課すものであることから、その適用に当たりましては、事前に指導、勧告、命令等により違反行為の是正を図るなど慎重に対応しているところです。

ポイ捨てのないまちに向けては、「ごみを捨てない」という環境意識の醸成を図ることが重要ですので、引き続き、関係機関と連携し、普及啓発に取り組んでまいります。